

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三九七	○地籍調査の成果について認証した件二件	三九六
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	三九八	○県外の区域からの家畜等の移入の禁止の指定を解除する件二件	三九六
		○道路の区域を変更する件二件	三九六
		○道路の供用を開始する件二件	三九六
		公 告	
		○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三九八

告 示

福島県告示第四百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年六月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店 福島県南相馬市原町区国見町二丁目百十九番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 大和リース株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 森田 俊作

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役社長 鶴羽 樹

住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一―二十一

名称 株式会社セリア

代表者の氏名 代表取締役社長 河合 宏光

住所 岐阜県大垣市外濠二丁目三十八番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年一月二十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百六十五平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十二台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百四十六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後七時まで

七 届出年月日

平成二十二年五月二十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十二年六月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

トライアルマーケット喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内字釜場西二番地九ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
（変更後）二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前九時から午後八時三十分まで
（変更後）二十四時間

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前八時から午後十時まで
（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更しようとする年月日
平成二十二年六月二十二日

四 届出年月日
平成二十二年五月二十八日

五 届出をした者
株式会社トライアルカンパニー

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津郡只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称
只見町

（商業まちづくり課）

二 成果の名称

南会津郡只見町大字櫛戸字館ノ山の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
（農村計画課）

福島県告示第四百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津郡只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

只見町

二 成果の名称

南会津郡只見町大字櫛戸字堂元平の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
（農村計画課）

福島県告示第四百十七号

福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第十条の規定により、平成二十二年五月十一日付で行った口蹄疫のまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。
平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

1 えびの市全域

2 小林市のうち東方の一部（オカラキ、桃木野、大迫、長迫、坂ノ下及び雲雀野）、真方の一部（高山、北二原、柞別府、尾竜迫、中二原、上二原、下二原、東二原、瀬ノ口、木切倉、山澄、萩谷、新田場、浜ノ瀬、吉丸、入道、小坂ノ本、川崎、松ノ元、中嶋、大豆別府、榎田及び山宮を除く。）、北西方の一部（横峯迫を除く。）、細野の一部（山中前のうち木場田川の南及び温河ノ上を除く。）及び南西方の一部（ダラガ迫、山仁田及び西木場を除く。）

3 西諸県郡高原町大字広原の一部（大迫、今房尻及び今房）
（畜産課）

福島県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	郡山市西田町大田字仲ノ内三〇〇番地先から 田村郡三春町字雁木田 五七番地先まで	変更前 変更後	二六・〇〇 一五四・〇〇	一、五一五・〇〇 一、五一五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一二二号	南会津郡南会津町田島 字八千窪一六四八番五 地先から 同 郡同 町田島 字折橋二二三番二地先 まで	変更前 変更後	七・二〇 八・七〇	一五一・五〇 一五一・五〇

(道路計画課)

福島県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所

設事務所で平成二十二年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八八号	郡山市西田町大田字仲ノ内三〇〇番地先から 田村郡三春町字雁木田五七番地先まで	平成二十二年六月 一五日

(道路計画課)

福島県告示第四百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所

平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一二二号	南会津郡南会津町田島字八千窪一六四八番五地先から 同 郡同 町田島字折橋二二三番二地先まで	平成二十二年六月 一五日

(道路計画課)

公 告

公告第二百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二日
- 二 名称

特定非営利活動法人クラブまちてらす

三 代表者の氏名

齊藤 百合子

四 主たる事務所の所在地

福島県喜多方市三丁目四千八百三十二番地三号

五 定款に記載された目的

この法人は、女性や主婦を中心とした生活者が、その視点を活かしながら、子育て支援や老人支援、食の安全などの身近な問題から地域資源を活かしたまちづくりに至るまでの多様な課題に取り組み、住みやすい豊かな地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(文化振興課)